

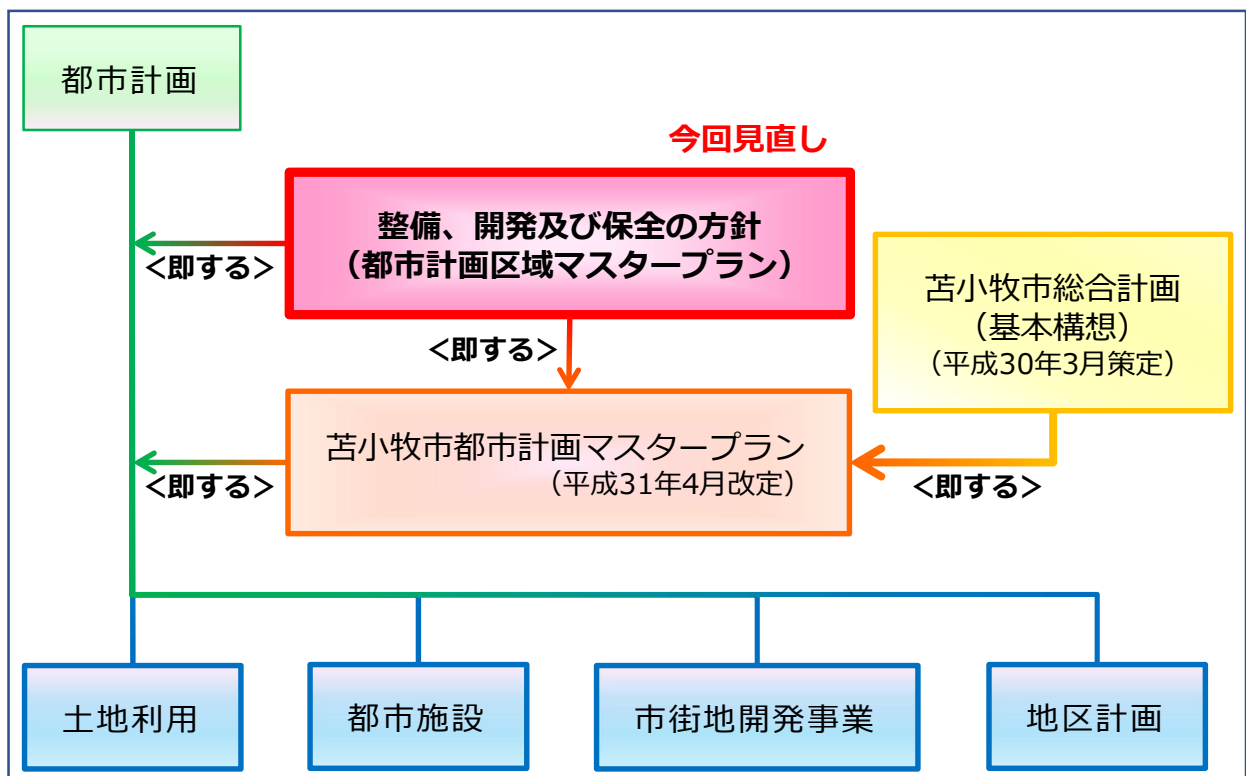
1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」は、都市計画法に基づき、都市計画区域ごとに北海道が定める都市計画の方針で、全ての都市計画はこれに即することが必要です。（都市計画法第6条の2）

本市の都市計画に関する基本的な方針である「苫小牧市都市計画マスタープラン」につきましても、都市計画法に基づき、「苫小牧市総合計画」並びに「都市計画区域マスタープラン」に即し、策定されています。（都市計画法第18条の2）

個別の都市計画はこれら両マスタープランに即し、大きく分けて「土地利用」・「都市施設」・「市街地開発事業」・「地区計画」の4つで構成されています。

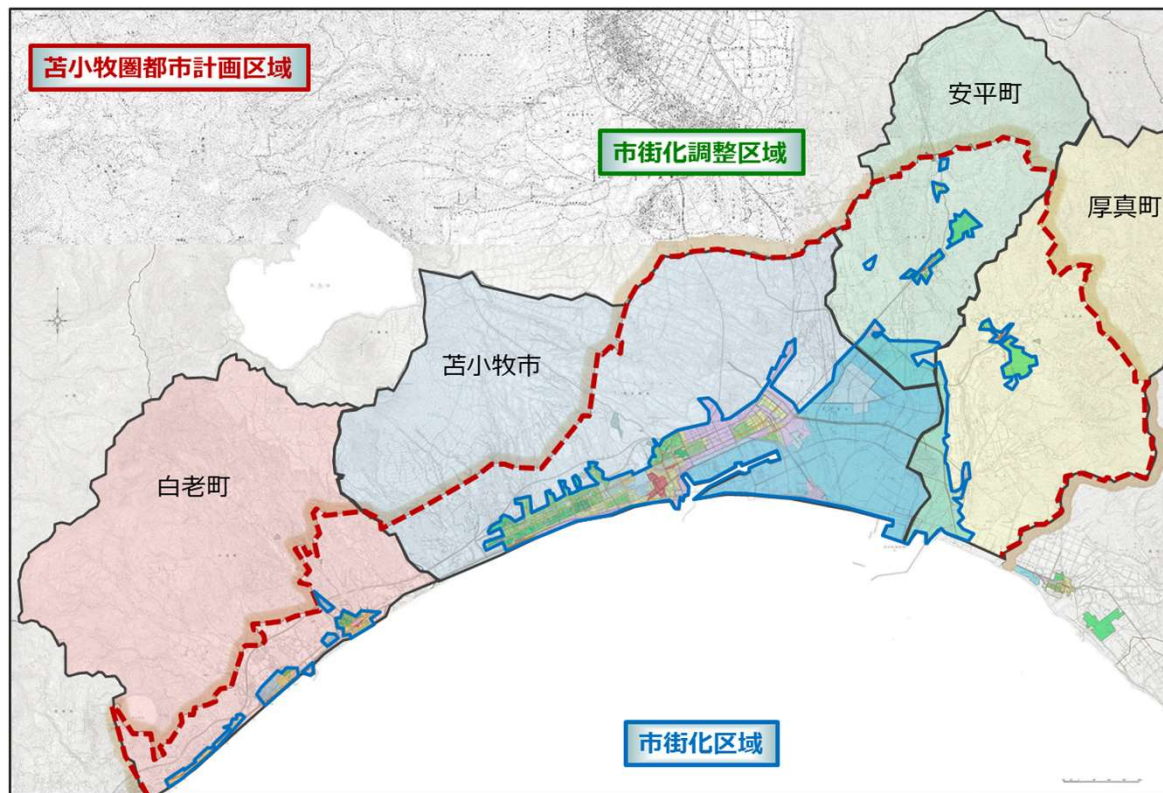
都市計画の体系図



2 苫小牧圏都市計画区域（苫小牧市、白老町、安平町、厚真町）

苫小牧圏都市計画区域は、本市を母都市として近隣の白老町、安平町、厚真町の1市3町で構成され、都市計画について圏域内相互の連絡調整を図ります。

苫小牧圏都市計画区域



3 苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の経過

苫小牧圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定、見直しの経過は以下のとおりです。

<当初決定>

・平成16年決定 → 目標年次：平成22年

<第1回定時見直し>

・平成22年決定 → 目標年次：平成32年（令和2年（2020年））

<一部中間見直し>

・平成27年決定

<第2回定時見直し>

・令和3年決定（2021年） → 目標年次：令和12年（2030年）

<一部中間見直し（今回）>

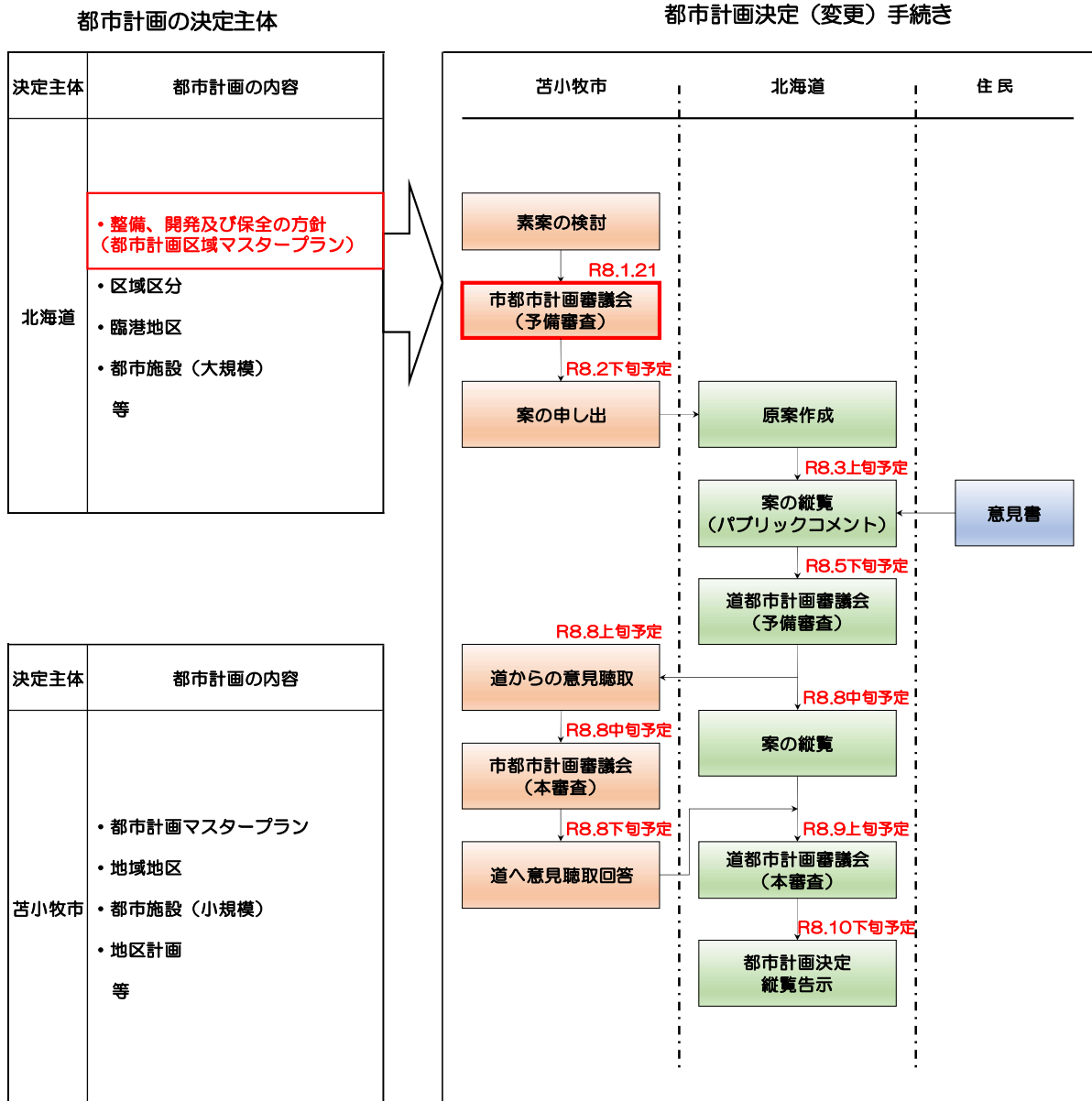
・令和8年決定

※次回の第3回定時見直しは、令和11～12年を予定

4 都市計画決定（変更）の手続き

苫小牧圏都市計画区域は、本市を母都市として近隣の白老町、安平町、厚真町の1市3町で構成され、都市計画について圏域内相互の連絡調整を図ります。

北海道が主体となる手続き



5 都市計画区域マスタープランの事項

苫小牧圏都市計画区域マスタープランで定める事項のうち、中間見直しの対象となる項目はⅢの主要な都市計画の決定方針となります。

整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に定める事項

Ⅰ 都市計画の目標

- ・ 基本事項（目標年次、範囲・規模）
- ・ 都市づくりの基本理念

Ⅱ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ・ 区域区分の有無
- ・ 区域区分の方針（おおむねの人口・産業・市街化区域の規模を定める）
- ・ 区域区分の有無
- ・ 区域区分の方針（おおむねの人口・産業・市街化区域の規模を定める）

Ⅲ 主要な都市計画の決定方針

- ・ 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・ 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・ 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・ 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

見直し対象

6 都市計画区域マスタープランの変更箇所（1）

III 主要な都市計画の決定方針（計画書 P7）

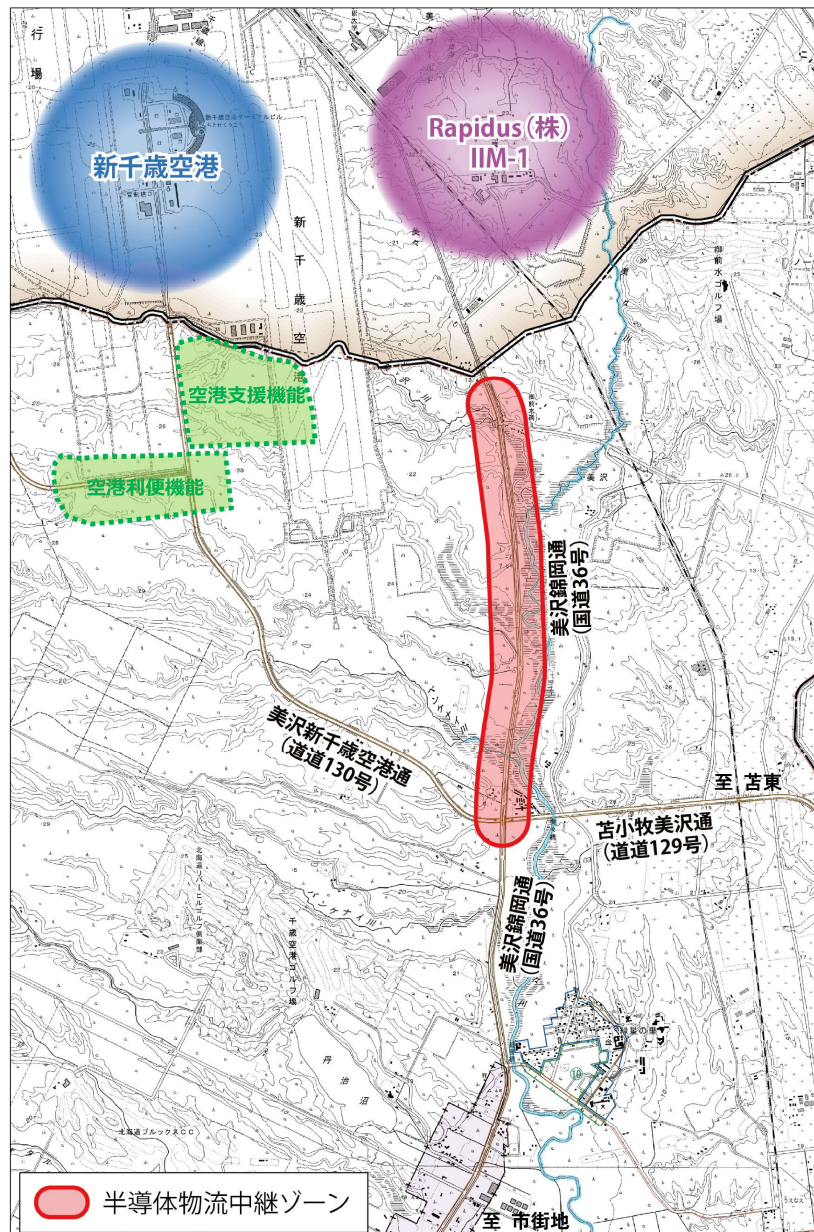
1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) その他の土地利用の方針

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針（新規追加）

美沢地区については、新千歳空港・次世代半導体製造工場・苫小牧港への交通の要衝としての優位性を活かした、半導体関連産業等をはじめとする物流機能の向上を図るため、地区計画等による限定的な都市的土地利用を検討する。

美沢地区の土地利用方針ゾーニングエリア



7 都市計画区域マスタープランの変更箇所（2）

Ⅲ 主要な都市計画の決定方針（計画書 P8）

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備方針（文字修正）

見直し前

本区域においては、持続可能な地域公共交通に関する計画____を策定し、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするとともに、交通結節点の確保・機能強化に努め、土地利用計画と連携した効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を図る。



見直し後

苫小牧市、白老町、安平町、厚真町は「地域公共交通計画」を策定し、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするとともに、交通結節点の確保・機能強化に努め、土地利用計画と連携した効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成を図る。

8 都市計画区域マスタープランの変更箇所（3）

Ⅲ 主要な都市計画の決定方針（計画書 P11）

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（3）その他の施設（文字追加）

見直し前

・本区域の都市計画に定められているごみ焼却場、病院、市場、と畜場____
____及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。



見直し後

・本区域の都市計画に定められているごみ焼却場、病院、市場、と畜場、**地域冷暖房施設**及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。